

## 資料 6

### 防火水槽・消火栓設置及び簡易消火栓移設等負担金に関する事務取扱要綱

(昭和55年4月1日)

改正 昭和57年 4月 1日  
改正 昭和63年 4月 1日  
改正 平成 6年 7月 1日  
改正 平成 8年 4月 1日  
改正 平成17年 6月 1日  
改正 平成20年 4月 1日  
改正 平成21年10月 1日  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、防火水槽・消火栓設置及び簡易消火栓移設等の工事をする場合の負担金に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 負担金の額は、工事費に消費税及び地方消費税を加算した額と事務費の合計額とする。ただし、当該年度において特定収入割合が5%を超えない見込みとなるときは、工事費に消費税及び地方消費税を加算しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、江南市水道事業が施工する配水管改良工事等の事由により、消火栓移設の必要が生じた場合は負担金を要しない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事費—防火水槽設置・消火栓設置及び簡易消火栓移設等の工事（以下「工事」という。）の工事費をいう。
- (2) 事務費—設計及び監督に係る費用をいう。

(工事費の算出)

第4条 工事設計額の算出は、「江南市水道課積算単価及び経費率」により行う。ただし、小規模工事については「修繕工事単価書」により行うものとする。

(事務費の算出)

第5条 事務費率は、設計額が1,000万円以下の部分は10%、1,000万円を超え5,000万円以下の部分は7.4%、5,000万円を超える部分は6.4%とする。ただし、その工事に変更が生じて設計額が変更となった場合は、その額の該当する率とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計又は監督業務を専門業者等に委託する場合の事務費の額は、江南市水道事業管理者が別に定める。この場合において、委託に要する実費は、原因者が負担するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防火水槽・消火栓設置及び簡易消火栓移設等負担金について必要な事項は、江南市水道事業管理者が別に定める。

付則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。